

## 「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」会則

### (目的)

第1条 柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会（以下「会」という。）は、柏崎刈羽原子力発電所立地地域の住民の参画により、発電所の安全性・透明性確保に関する事業者の取り組み、並びに国及び関係自治体の活動状況等を、継続して確認・監視し、提言等を行うことにより、発電所の安全を確保することを目的とします。

### (会員)

第1条 会は柏崎市、西山町、刈羽村に在住し、会が認める各種団体の推薦を受けた25名の会員をもって構成します。

- 2 会員の任期は2年とします。
- 3 会員は再任されることができるものとします。

### (オブザーバー等)

第3条 会はオブザーバー、又は説明者として次の者（以下「事業者等」という。）を会議に出席させることができるものとします。

- (1) 東京電力（株）
- (2) 新潟県、柏崎市、西山町、刈羽村
- (3) 経済産業省
- (4) その他会が必要と認めた者

2 会は、必要に応じアドバイザーを出席させることができるものとします。

### (任務)

第4条 会は次の事項を行います。

- (1) 原子力発電所の運転状況及び影響等の確認・監視
- (2) 事業者等への提言
- (3) 会での議論、活動等の住民への情報提供
- (4) 会員の研修
- (5) その他会の目的を達成するために必要と認められる事項

### (会及び会員の権利と責務)

第5条 会員は、会において、自由に意見を陳述することができます。

- 2 会員は、互いの意見を尊重するとともに、自らの意見等には責任を持つものとします。
- 3 会は、事業者等に発電所の安全確保に係る提言をすることができます。
- 4 会は、国の責任・権限に係る事項及び法令の規定を超える事項について、これらを超えて事業者等を拘束する要求はしないものとします。
- 5 会員は、会を通じて、事業者等に資料開陳、情報提供、現場確認等を求めることができます。この場合、会員の情報共有のために、その活動内容を会に報告するものと

します。

- 6 会員は、会の活動の中で事業者等の非開示情報を見聞した場合は、その内容を守秘するものとします。

#### (事業者等の協力)

第6条 事業者等は、会の目的を理解して積極的な情報開示に努めるとともに、会への説明は、会員に分かりやすいよう工夫するものとします。

- 2 事業者等は、会における会員の意見・提言を十分尊重するものとします。

#### (会の公開)

第7条 会は、全て公開で行います。ただし、会員の合意により公開しないことができるものとします。

#### (会長及び副会長)

第8条 会に会長及び副会長を置きます。

- 2 会長及び副会長は、会員により互選します。
- 3 会長は、会に関する事務を総理します。
- 4 副会長は、会長に事故あるとき、その職務を代理します。

#### (会議)

第9条 会議は定例会及び臨時会とします。

- 2 定例会は、原則として毎月1回招集します。
- 3 定例会のうち年4回は、事業者等も出席する会議（「発電所情報共有会議」という。）とします。
- 4 臨時会は、5分の1以上の会員の呼びかけ、又は事務局の求めに応じ、会長が必要と認めたとときこれを招集します。
- 5 会議の議長は、会長が務めることとします。会長が出席できないとき、又は会長の指示あるときは、副会長、又は会長があらかじめ指名した者が議長にあたるものとします。

#### (事務局)

第10条 会の事務局は、柏崎原子力広報センターが行うものとします。

- 2 関係自治体は、事務局を補佐するものとします。

#### 附則

第1条 この会則は平成15年3月1日から施行するものとします。